

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 8）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和 8 年厚生労働省告示第 69 号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 6 号）等により、令和 8 年 6 月 1 日より実施することとしているところですが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添 1 から別添 3 までのとおり取りまとめましたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

【認知療法・認知行動療法】

- 問 16 「I O O 3 - 2」認知療法・認知行動療法の施設基準について、
- ①認知療法・認知行動療法 1 に関する施設基準における、「専任の認知療法・認知行動療法に習熟した医師」とは、具体的にどのような医師か。
「疑義解釈資料の送付について（その 8）」（平成 30 年 10 月 9 日保険局医療課事務連絡）別添 1 の問 8 や、「疑義解釈資料の送付について（その 2）」（令和 8 年 4 月 1 日保険局医療課事務連絡）別添 1 の問 79 に看護師や公認心理師の要件に該当するものとして示された研修を受けた医師しか認められないのか。
 - ②認知療法・認知行動療法 2 の専任の常勤看護師及び認知療法・認知行動療法 3 の専任の常勤公認心理師の要件として「治療に係る面接に 60 回以上同席した経験があること。」とあるが、ここでいう「治療に係る面接」とは、医師の行う認知療法・認知行動療法に限られるのか。

（答）①認知療法・認知行動療法に関する研修の受講や、他の医師の認知療法・認知行動療法に係る面接への同席等により、当該療法に習熟していれば良く、特定の研修の受講経験を有する医師に限定されるものではない。

②「治療に係る面接」とは、認知療法・認知行動療法に限らず、医師による一般的な精神療法に係る面接を含む。なお、これに伴い、「疑義解釈資料の送付について（その 1）」（平成 28 年 3 月 31 日保険局医療課事務連絡）別添 1 の問 150 は廃止する。